

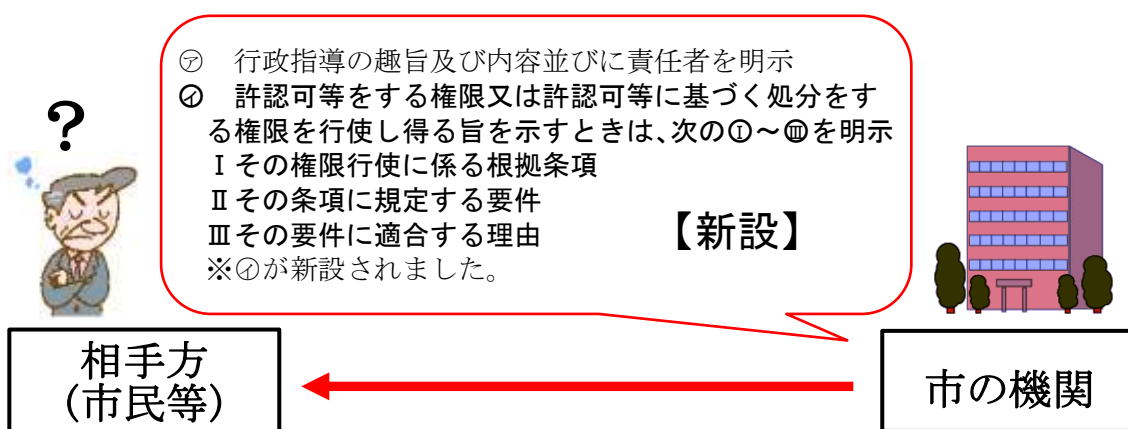
改正行政手続条例が平成27年4月1日より施行されました！

市の行政機関に対して、一定の要件の下、市民が処分等を求める手続や市民等が行政指導の中止等を求める手続などが新しく追加されました。

行政指導の際における処分の根拠の明示（条例第34条の2）

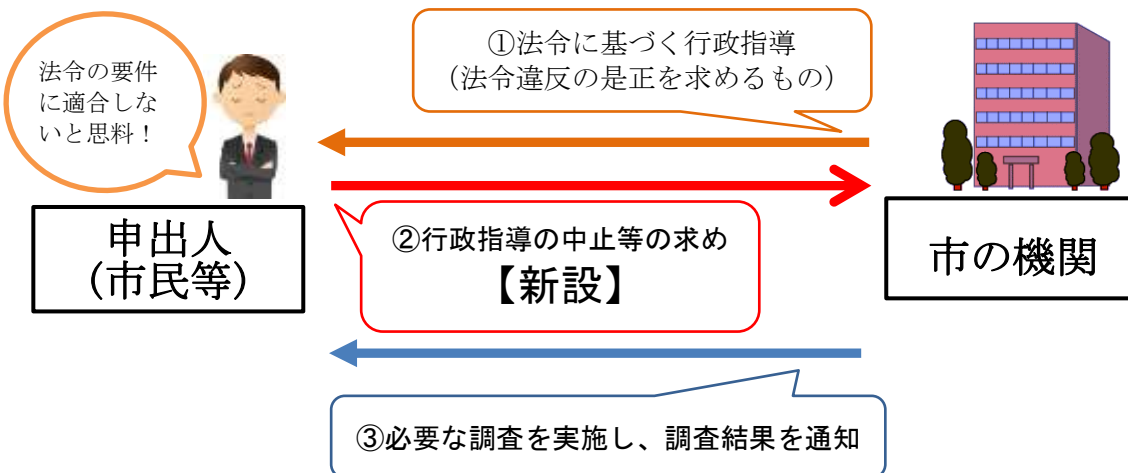
行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠（①根拠法令の条項、②当該条項に規定する要件、③当該権限の行使が要件に適合する理由）を示さなければならないこととなりました。

（市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときに限ります。）



行政指導^{※1}の中止等の求め（条例第34条の2）

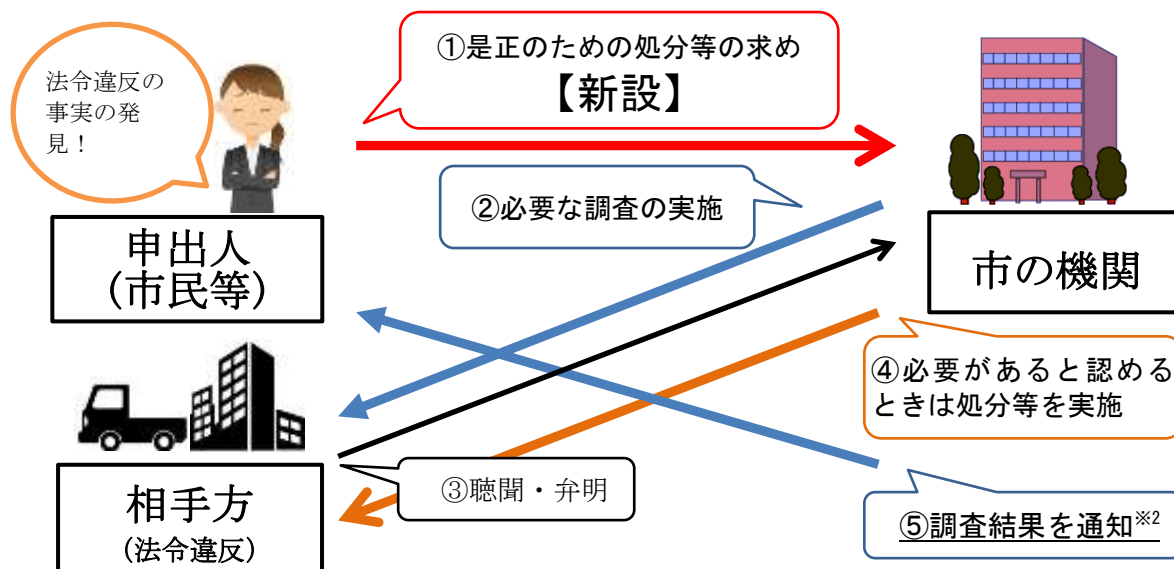
法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた市民等は、当該行政指導が法令に違反していると考えられる場合には、その中止などの措置を求めることができる手続が新設されました。申出を受けた市は、必要な調査を行い、その結果、当該行政指導が法律又は条例に違反している場合には、行政指導の中止などの措置を講じることになります。



※1 「処分等の求め」及び「行政指導の中止の求め」の対象となる行政指導は、法律又は条例に基づき行われるものに限ります。

処分等の求め（条例第34条の3）

市民等が、法令に違反する事実を発見した場合に、市に対して、それを是正するための処分や行政指導を求めることができる手続が新設されました。申出を受けた市は、必要な調査を行い、その結果、必要とあると認めるときは、その処分又は行政指導を行います。



※2 相手方の正当な利益が損なわれる場合や事務処理上著しい負担が生じる場合には通知はいたしません。

改正後の石巻市行政手続条例の全文は、別紙のとおりです。

また、石巻市行政手続条例のほか、国の法律である「行政手続法」も改正されます。詳しくは、総務省ホームページ（行政手続法のページ）をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/

お問合せ先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

石巻市総務部総務課 法務グループ TEL: 95-1111 (内線) 4036